

## 台風等に対する非常措置のお知らせ

6月に、令和2年度版の「台風等に対する非常措置のお知らせ」を配布させていただきました。  
「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合の措置を付け加えたものを配布いたします。「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合及び「春日」「銅駝」学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 「暴風警報」

- 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させていただきます。
- 暴風警報が解除された場合については、以下の措置を取ります。

① 午前7時までに解除	平常どおり授業 ■給食：有
② 午前9時までに解除	3校時から授業 ■給食：有 午前10時35分授業開始
③ 午前11時までに解除	5校時から授業 ■給食：無 午後1時30分授業開始
④ 午前11時現在警報発令中 (以後解除になっても)	臨時休業

- 3 在校中に発令された場合は、直ちに休校となり下校することになります。「非常時に緊急下校する場合の対応について」に従って対応しますが、不測の事態においては保護者と連絡が取れるまで学校にて留め置くこととします。

#### 「特別警報」

- 1 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させていただきます。
- 2 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

① 午前0時までに解除	5校時から授業 ■給食：無 午後1時30分授業開始
② 午前0時現在、特別警報発令中	臨時休業

- 3 在校中に発令された場合は、直ちに休校となり下校することになります。「震度5弱以上の地震時や特別警報発令時の対応について」に従って対応しますので、「迎えに来る方」に記入していただいている方にのみ引き渡しをします。

## 「震度 5 弱以上の地震」

- 1 登校前に京都市域のいずれかの行政区に震度 5 弱以上の地震が計測された場合は、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機してください。
- 2 京都市域のいずれかの行政区に震度 5 弱以上の地震が発生した次の場合は、以下の措置を取ります。

① 下校後、午前 0 時まで地震が発生した場合	翌日を臨時休業
② 午前 0 時以降、登校時間までに地震が発生した場合	当日を臨時休業

- 3 在校中に地震が発生した場合は、直ちに休校となり下校することになります。「震度 5 弱以上の地震時や特別警報発令時の対応について」に従って対応しますので、「迎えに来る方」に記入いただいている方のみ引き渡しをします。

※ご提出していただきました「非常時に緊急下校する場合の対応について」の下校先や「震度 5 弱以上の地震時や特別警報発令時の対応について」の「迎えに来る方」に変更があれば、その都度、担任までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 「避難勧告・避難指示（緊急）」

本校の校区である春日学区、銅駝学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。春日学区、銅駝学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。